

日常生活支援総合事業第1号通所事業
指 定 通 所 介 護
通 所 介 護 重 要 事 項 説 明 書
 ＜令和7年7月25日現在＞

1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 082-832-3857（午前8：30～午後5：30まで）

担当 松井智子・深瀬尚子

※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 野村病院デイサービスセンターの概要

（1）事業者・事業所の概要

事業者 名称	医療法人メディカルパーク
所在地	広島市安佐南区祇園2丁目42番14号
電話番号	082-875-1111
代表者	理事長 寺山 弘志
事業所 名称	野村病院デイサービスセンター「ぎおん」
種類	日常生活支援総合事業第1号通所事業所 指定通所介護事業所
開設年月日	平成18年1月1日
所在地	広島市安佐南区祇園2丁目42番34号
介護保険指定番号	通所介護 3470206248号 広島県
管理者及び連絡先	氏名 松井 智子
	連絡先 電話番号 082-832-3857 FAX番号082-832-3856
サービスを提供する対象地域	広島市安佐南区及び西区の一部

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

（2）同センターの職員体制

当事業所では、ご利用者に対して、日常生活支援総合事業第1号通所事業・指定通所介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	員 数
管 理 者	1名 常勤兼務
生 活 相 談 員	3名 常勤兼務3
看 護 職 員	4名 常勤兼務1 非常勤兼務2 連携1
介 護 職 員	9名 常勤専従5 常勤兼務3 非常勤専従1
機 能 訓 練 指 導 員	3名 常勤兼務1名 非常勤兼務2名

(3) 同センターの設備の概要

定員	35名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室 124.09 m ²	相談室	1室
浴室	一般浴槽（大・小） があります。	送迎車	5台 (車椅子対応車あり)

(4) 営業時間

月曜日～土曜日	8:30～17:30（祝日も営業）
---------	-------------------

サービス提供時間 9:30～16:30（この前後に送迎となります）

（注）・12月30日から1月3日までは休日といたします。

その他についてはご相談に応じます。

3 日常生活支援総合事業第1号通所事業・指定通所介護サービスの内容

① 送迎

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。送迎、移動、移乗動作の介助

② 食事（但し、食事、おやつ、飲料代は別途いただきます）

配膳介助の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

③ 入浴

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助

④ 運動機能向上・個別機能訓練

機能訓練指導員を中心として、ご利用者の体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活動作を通じて、日常生活に必要な基本的動作、機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施する。

⑤ 栄養改善

低栄養状態又はそれのおそれのある利用者に対し、管理栄養士が看護職員、介護職員と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価等を行う。

⑥ 口腔機能向上

口腔機能の低下やおそれのある利用者に対して、嚥下体操やブラッシングの指導などを実施する。

⑦ アクティビティ・サービス

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活の送ることができるよう次のアクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて社会参加、役割作り、仲間作り、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自身の回復や情緒安定を図る。レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操。

⑧ 生活相談（利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言）

生活相談員は、指定通所介護の利用に係る調整、通所介護計画の作成等を行う。また、利用者に対し、日常生活上の介護その他必要な業務提供にあたる。

4 料金（1単位10.45円で計算） 令和6年4月1日作成

※介護保険負担割合証で1割負担・2割負担・3割負担のご確認をお願い致します

令和6年4月1日作成 (1単位＝10.45円にて計算)						
●通常規模通所介護(所要時間7時間以上8時間未満)						
要介護度		1日あたりの 利用単位	1日あたりの 利用金額	介護保険適用時の 自己負担額(1割)	介護保険適用時の 自己負担額(2割)	介護保険適用時の 自己負担額(3割)
区分	要介護1	658単位	6,876円	688円	1,376円	2,063円
	要介護2	777単位	8,119円	812円	1,624円	2,436円
	要介護3	900単位	9,405円	941円	1,881円	2,822円
	要介護4	1023単位	10,690円	1,069円	2,138円	3,207円
	要介護5	1148単位	11,996円	1,200円	2,400円	3,599円
加算	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56単位	585円	59円	117円	176円
	入浴介助加算(Ⅰ)	40単位	418円	42円	84円	126円
	入浴介助加算(Ⅱ)	55単位	574円	58円	115円	173円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	188円	19円	38円	57円
	送迎を行わない場合の減算(片道)	▲47単位	▲491単位	▲50単位	▲99単位	▲148単位
	口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20単位	209円	21円	42円	63円
	口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5単位	52円	6円	11円	16円
	栄養改善加算(月2回程度)	200単位	2,090円	209円	418円	627円
	口腔機能向上加算Ⅰ(月2回程度)	150単位	1,567円	157円	314円	471円
	科学的介護推進体制加算	算定要件が整えば、今後算定予定あり				
	生活機能向上連携加算	算定要件が整えば、今後算定予定あり				
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	利用総単位に9%を乗じた額の		1割負担	2割負担	3割負担
●広島市総合事業・事業対象者(所要時間7時間以上8時間未満)						
要支援		1ヶ月あたりの 利用単位	1ヵ月あたりの 利用金額	介護保険適用時の 自己負担額(1割)	介護保険適用時の 自己負担額(2割)	介護保険適用時の 自己負担額(3割)
区分	要支援1	1798単位	18,789円	1,879円	3,758円	5,637円
	要支援2(週1回程度)	1798単位	18,789円	1,879円	3,758円	5,637円
	要支援2(週2回程度)	3621単位	37,839円	3,784円	7,568円	11,352円
加算	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)支援1	72単位	752円	76円	151円	226円
	〃 支援2(週1回程度)	72単位	752円	76円	151円	226円
	〃 支援2(週1回程度)	144単位	1,504円	151円	301円	452円
	口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20単位	209円	21円	42円	63円
	口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5単位	52円	6円	11円	16円
	栄養改善加算(月2回程度)	200単位	2,090円	209円	418円	627円
	口腔機能向上加算(月2回程度)	150単位	1,567円	157円	314円	471円
	生活機能向上連携加算	算定要件が整えば、今後算定予定あり				
	科学的介護推進体制加算	算定要件が整えば、今後算定予定あり				
	送迎を行わない場合の減算(片道)	▲47単位	▲491単位	▲50単位	▲99単位	▲148単位
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	利用総単位に9%乗じた額の		1割負担	2割負担	3割負担	
※介護保険料負担割合証にて1割・2割・3割負担のご確認をお願い致します。						

(1) 実費 (全額自己負担)

- ・ 昼食・おやつ・飲物代 1食あたり 750円 (全額自己負担)
- ・ その他 おむつ・リハビリパンツ 200円 パット 100円
- ・ レクリエーション (希望を募るもの) にかかる費用等は自己負担となります。
- ・ 通常の事業実施地域以外の送迎 1kmにつき20円

(2) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の当日午前8時までにご連絡をいただいた場合	50%
③ ご利用日の当日午前8時までにご連絡がなかった場合	100%

(3) 支払方法

日常生活支援総合事業第1号通所事業・指定通所介護サービス提供ごとに計算し、利用日ごとの合計金額により請求いたします。

請求書には利用したサービス内容の利用回数、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無を明示します。

お支払いは月末締めで、翌月の10日に請求書を発行します。

月末までに次の方法によりお願いします。

現金払い・郵貯銀行または銀行の口座引き落とし

5 日常生活支援総合事業第1号通所事業・指定通所介護サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、日常生活支援総合事業第1号通所事業・指定通所介護サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼されている場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申込みください。

② 当社の都合でサービスを終了

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付、広島市総合事業でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※ この場合、条件を変更して再度契約をすることができます。

- ・ お客様がお亡くなりになった場合。

④その他

- ・ 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料を3ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当センターや当センター従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（介護職員や他の利用者に対する故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ行為等）を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことができます。

6 当センターのデイサービスの方針等

事業所の通所介護従事者は、事業対象者・要支援・要介護者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健、医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化、事故、他緊急事態等があった場合は、事前の打ち合わせにより、速やかに、家族、主治医、救急隊、居宅介護支援事業所及び市町村等へ連絡し、適切な処置を講じます。

主治医	主治医	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8 事故発生時の対応について

- (1) 日常生活支援総合事業第1号通所事業・指定通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業所及び市町村等に連絡し、適切な処置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 高齢者虐待の防止について

当事業所では利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者と担当者を選任しています。
虐待防止に関する責任者： 棟田 晋一（法人内）
担当者： 松井 智子（事業所内）
- (2) 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報します。
- (3) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- (4) 個別支援計画の作成など適切な支援を行います。
- (5) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整え、利用者等の権利擁護の取り組める環境整備に努めます。
- (6) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (7) 虐待防止のための指針の整備をしています。

10 身体拘束の禁止

- (1) 事業者は、事業の実施に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行ってはならない。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行った場合は、その態様又は時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

11 事業継続計画の策定等について

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業者は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 衛生管理

事業者は、感染症が発生し又は蔓延しないように、次の措置を講じます。

- (1) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者へ周知徹底しています。
- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

1.3 相談窓口、苦情相談

- ・ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。速やかに具体的な対応をします。
- ・ 当事業所のサービス向上の為に、ご遠慮なさらずお申し付けください。

電話番号	082-832-3857
FAX 番号	082-832-3856
苦情責任者	棟田晋一（法人内）
受付担当者	松井智子 深瀬尚子
対応時間	午前8時30分から午後5時30分まで

- ・ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

安佐南区

広島市安佐南区厚生部 健康長寿課介護保険係

〒731-0194 広島市安佐南区中須一丁目 38 番 13 号（安佐南区総合福祉センター内）

電話：831-4943 FAX：870-2255

西区

広島市西区厚生部 健康長寿課介護保険係

〒733-8535 広島市西区福島町二丁目 24 番 1 号（西区地域福祉センター内）

電話：294-6585 FAX：233-9621

その他

広島県国民健康保険団体連合会	市区町の介護保険相談窓口又は 広島市介護保険ホットライン
住所：広島市中区東白島町19番49	
電話：082-554-0770	電話：082-504-2652

令和 年 月 日

私は本書面により、事業者から通所介護サービスについて重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

通所介護サービスの提供開始にあたり、重要事項説明書により重要事項を説明いたしました。

事業者

所在地 〒731-0138 広島市安佐南区祇園2丁目4番34号

野村病院デイサービスセンター「ぎおん」

事業者名

医療法人メディカルパーク

理事長 寺山 弘志 _____ 印 _____

説明者

氏 名 松井 智子 _____ 印 _____